

4月から 次の窓口が変わります

4月から市の組織が変わります。この変更により、窓口や名称が変わるものについて、お知らせします。

- 老人保健医療に関すること
市民部保険年金課高齢医療・年金係 (旧：市民部保険年金課保険係)
- 中小企業の支援に関すること
産業環境部産業活性化推進室商工業振興係 (旧：産業環境部商工業活性化推進室商工業活性化担当)
- 緑地、樹林地の保存など、市域全体の緑化に関すること
産業環境部環境保全課緑政係 (旧：建設部公園緑政課公園緑政係)
- 幼稚園に関すること
子ども家庭部保育課保育係 (旧：教育委員会教育総務課総務係)
- 児童館・学童クラブに関すること
子ども家庭部児童青少年課児童係 (旧：子ども家庭部児童館学童クラブ担当)
- 青少年の健全育成に関すること
子ども家庭部児童青少年課青少年係 (旧：生涯学習課青少年係)
- 市営住宅の管理に関すること
建設部施設計画課管財係 (旧：建設部管理課管理係)
- 道路・公園など土木物の維持管理、公園の使用申請に関すること
建設部土木課道路公園係 (旧：建設部管理課管理係、公園緑政課公園緑政係)
- 羽村駅西口土地区画整理事業に関すること
都市整備部区画整理事業課事業係 (旧：都市整備部区画整理課区画整理係)
- 区画整理全般の計画管理に関すること
都市整備部区画整理管理課管理係 (旧：都市整備部区画整理課区画整理係)

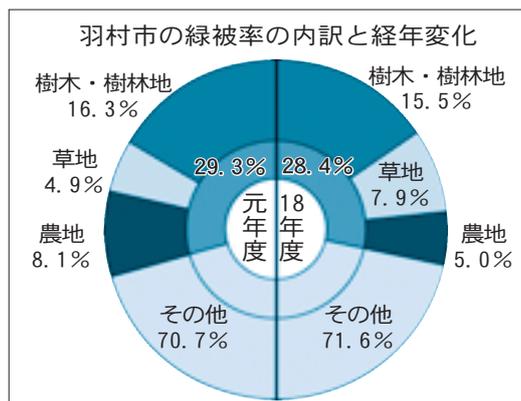
※広報はむら4月1日号で、市の組織と主な仕事・庁舎案内図をお知らせします。
問合せ 企画課企画担当

平成18年度 羽村市緑被率調査結果

市では、平成18年8月に撮影した航空写真を元に市内の緑被率調査を行いました。
今回の調査における市内の緑の現状についてお知らせします。
この調査結果は緑化政策の資料として活用し、住みよい環境づくりに役立てていきます。

緑の量 緑被率は28・4%

市内の緑で覆われた緑地(樹木・樹林地、草地、農地)が、市全域に占める割合を緑被率といいます。調査の結果、市全域(9・91km²)に占める緑被地は約2・82km²で、市全域の緑被率は28・4%となっています。前回調査時(平成元年度)は29・3%であったため、17年間で0.9ポイントの減少となりました。
今回の調査での緑被率の内訳は、樹木・樹林地が15・5%、草地が7.9%、農地が5.0%です。



地域(町丁目)別では、羽中二丁目・緑ヶ丘一丁目・五ノ神四丁目・羽中一丁目の緑被率が15%以上減少していますが、これは、農地面積が減少したことが主な要因です。また、羽西二丁目・羽字武蔵野では緑被率が15%以上増加していますが、これは樹木・樹林地面積が増加したことが主な要因です。

※調査結果の概要は、市ホームページに掲載していますのでご覧ください。
※調査報告書は、公園緑政課窓口・市役所1階市政情報コーナー・図書館で閲覧できます。

問合せ 公園緑政課公園緑政係

羽村市議会議員選挙

投票日

4月22日(日)午前7時～午後8時

告示日

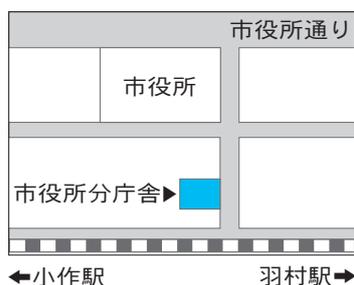
4月15日(日)

- ▼投票できる方
- 投票日に満20歳になっている日本国民で、羽村市内に引き続き3か月以上住所を有する方
 - 羽村市の選挙人名簿に登録されている方
- 羽村市議会議員選挙では次の条件に該当する方を、新たに選挙人名簿に登録します
- ①昭和62年4月23日までに生まれた方
 - ②平成19年1月14日までに転入届出をし、引き続き市内在住の方

- 平成19年1月15日以降に転入届出をした方は
- 羽村市の選挙人名簿には登録されませんので、投票することはできません。
- 市外へ転出した方は
- 市内で転居した方は
 - 4月6日(金)以降に転居届出をした方は、転居前の投票所で投票してください。

問合せ 選挙管理委員会事務局

●入院中・障害のある方などは
入院中の方などが施設内で投票したり、重度の障害がある方などが自宅で投票したりできる制度があります。
※それぞれ要件や範囲があります。詳しくは問い合わせてください。



- ▼羽村市で投票できる方
- 投票日に満20歳になっている日本国民で、羽村市内に引き続き3か月以上住所を有する方
 - 羽村市の選挙人名簿に登録されている方
- 東京都知事選挙では次の条件に該当する方を、新たに選挙人名簿に登録します
- ①昭和62年4月9日までに生まれた方
 - ②平成18年12月21日までに転入届出をし、引き続き市内在住の方
- 平成18年12月22日以降に転入届出をした方は
- 羽村市の選挙人名簿には登録されませんので、羽村市では投票することはできません。
- 市外へ転出した方は
- 東京都外に転出された方は投票できません。

- 都内へ転出された方で平成18年12月21日までに新住所地で転入届出をした方は新住所地で投票できます。
- 都内の市区町村間で転出入した方は
- 都内の市区町村間で住所を移し、平成18年12月22日以降に転入届出をした方は、その市区町村間での移転が一回に限り、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば前住所地で投票ができます。
 - その場合、新住所地を確認するため、「都内に引き続き住所を有する旨の証明書」(選挙用住民票など・無料)が必要です。
- 市内で転居した方
- 3月14日(水)以降に転居届出をした方は、転居前の投票所で投票してください。

東京都知事選挙

投票日

4月8日(日)午前7時～午後8時

告示日

3月22日(木)

期日前投票を利用してください

投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所に行けない方は、期日前投票を利用してください。

期間

東京都知事選挙 3月23日(金)～4月7日(土)

羽村市議会議員選挙 4月16日(月)～21日(土)

※期間中は毎日受け付けます。

時間 午前8時30分～午後8時

会場 市役所分庁舎1階第1会議室

持ち物 入場整理券(届いている場合)

※入場整理券は告示日以降、有権者一人ひとりにはがきで郵送します。

■期日前投票所が変更になりました■

期日前投票所が市役所から市役所分庁舎に変更になります。

注意してください。

健康保険 届け出・手続きを忘れずに

	こんなとき	持参するもの
国民健康保険に はいるとき	他区市町村から転入したとき	印鑑、転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険の資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑、生活保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子健康手帳
国民健康保険を やめるとき	他区市町村へ転出したとき	印鑑、保険証
	他の健康保険に加入したとき	印鑑、国民健康保険と健康保険の保険証
	生活保護を受けることになったとき	印鑑、保険証、生活保護開始決定通知書
	死亡したとき	印鑑、保険証、死亡を証明するもの
その他	退職者医療制度に該当したとき	印鑑、保険証、年金証書
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印鑑、保険証
	修学のため、別に住所を定めるとき	印鑑、保険証、在学証明書
	保険証を紛失、破損して使えなくなったとき	印鑑、使えなくなった保険証、身分を証明するもの（顔写真入の公官庁発行の証類）

次のような届け出は、異動があつてから14日以内に済ませましょう。

転入・転出などが多い季節です。
このようなときは届け出をしてください

※土・日曜日も受け付けています。特別な事情がなく届け出が遅れると、届出前に自己負担した医療費については保険給付ができません。届け出までに時間がかかる場合は、まず連絡してください。

※保険証の交付は郵送となります。即日交付を希望する場合は、窓口で本人確認ができる身分証明証（運転免許証やパスポートなど、顔写真入の公官庁発行の証類）をお持ちください。

健康保険の手続きを忘れていませんか

健康保険には、民間の勤め先などで加入する社会保険や組合健康保険、公務員が加入する共済組合保険、業種別に記載される国民健康保険組合の保険、市町村が行う国民健康保険などがあります。生活保護を受けている方を除いて、必ずいずれかの健康保険に加入しなければなりません。

就職・転職・退職などをしたときは、健康保険証をよく確かめてください。法人事業所の事業主や従業員の方は、社会保険の強制適用事業所として、社会保険への加入が義務付けられています。市町村で扱う国民健康保険には加入できませんので注意してください。

退職者医療制度に該当する方は手続きをしてください

退職者医療制度の対象者の医療費は健康保険などから支払われる交付金でまかなわれています。退職者医療制度の対象となる方は、必ず手続きをしてください。会社を退職し、厚生年金や共済年金を受けている方（昭和7年10月1日以降に生まれた方）とその被扶養者の方は退職者医療制度の届け出が必要です。

退職者医療制度被保険者の対象となる方

- ① 国民健康保険に加入している方
- ② 老人保健制度の対象でない方
- ③ 厚生年金などの老齢（退職）年金を受けていて、その加入が20年（または40歳以降に10年）以上である方

退職者医療制度被保険者本人の被扶養となる方

退職者医療制度被保険者と生活を共にし、主として退職者医療制度被保険者の収入によって生計を維持している方で、

- ① 退職者医療制度被保険者の直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含む）および三親等の親族
- ② 国民健康保険加入者で、老人保健の適用を受けていない方
- ③ 年間の所得が一定額未満の方

手続きに必要なもの

国民健康保険証・現在受給中の厚生年金または共済年金証書（加入期間明記のもの）・

印鑑

問合せ 保険年金課保険係

羽村市地域包括支援センター

高齢者の皆さんが地域で安心した生活を続けられるよう

羽村市地域包括支援センターが支援を行います

「介護保険制度の手続きがわからない」「物忘れが進んでいる家族が心配」「近所の高齢者が家族から暴力を受けているようで気になる」こんなとき、地域包括支援センターに相談してください。

地域包括支援センターの仕事

■総合相談支援■

高齢者の皆さんに関する相談を受け

ています。高齢者の皆さんのお宅を訪問するなどして、どのような支援が必要かを把握し適切なサービスにつなげます。

■介護予防ケアマネジメント■

・要介護認定で要支援1・2と判定された方に対してケアプランの作成や見直し、事業者との連携など介護予防支援を行います。

・特定高齢者（介護や支援が必要にな

るおそれのある方に対して介護予防プランの作成、評価などを行います。

市内に2か所あり、地域包括支援センターと連携しながら介護や生活全般に関する相談を受けている身近な相談窓口です。電話受付や訪問も行います。気軽に連絡してください。

■権利擁護■

高齢者虐待への対応、消費者被害の防止、成年後見制度の活用などで、高齢者の皆さんの権利を守る手伝いをします。

■包括的・継続的ケアマネジメント■

充実したケア体制をつくるために、ケアマネジャーへの指導・助言や、医療機関など関係機関との調整を行います。

地域包括支援センター相談連絡所

地域包括支援センター相談連絡所は、

問合せ

羽村市地域包括支援センター（羽村市役所高齢福祉介護課内）

☎579-7785（直通）

羽村市地域包括支援センター相談連絡所

○羽村園（五ノ神364-4）

☎555-8815

○いこの里（羽加美4-18-6）

☎579-0151

平成19年4月1日から、ごみの分別方法の変更と、分別種類の追加を行います。ごみしつかり分別きつちり資源へ！「パート⑥」は、分別種類と収集区分の変更などについてお知らせします。

問合せ 生活環境課生活環境係

分別種類と収集区分が変わります

羽村市、青梅市、福生市、瑞穂町の西多摩衛生組合構成市町では、広域的に循環型社会の実現を目指すため、燃やせるごみの統一と、プラスチックごみのリサイクルを推進します（プラスチックごみのリサイクルについては、広報はむら1月1日号の6ページをご覧ください）。

4月から、分別種類に「硬質プラスチック」と「金属」が加わり17種類となり、収集区分は10区分となります。

プラスチックごみを可能な限りマテリアルリサイクルし、どうしてもマテリアルリサイクルできないものに限り、サーマルリサイクルした後に、エコセメント化することによりマテリアルリサイクルしていきます。そして、資源である「プラスチックごみ」の埋立『ゼロ』を目指し、限りある最終処分場の延命を図ります。

「ごみ」が変わります

●1 分別種類の追加
分別種類に、「硬質プラスチック」と「金属」を追加します。

●2 「燃やせるごみ」収集回数の変更

燃やせないごみの収集回数を、月2回から月1回に変更します。

●3 軟質プラスチック製品などを「燃やせるごみ」

ビニール袋などの軟質プラスチック製品、ビデオテープやCDの本体などを、「燃やせるごみ」に変更します。

●4 ペットボトル収集日の変更

ペットボトル収集日を、硬質プラスチック収集日と同じ日にします（これまでどおり、拠点回収も行います）。

※詳しくは、広報はむら1月1日号をご覧ください。